

千葉市自転車駐車場管理運営及び放置自転車等対策包括業務委託企画競争募集要項

1 概要

(1) 業務目的

千葉市自転車駐車場管理運営及び放置自転車等対策包括業務委託（以下「本業務」という。）は、発注者が管理する自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）の維持管理等に関する業務及び自転車保管場の管理・運営等の放置自転車等対策に関する業務を一括して複数年にわたり委託することにより効率化を図るとともに、利用手続き等のオンライン化や、キャッシュレス決済を導入するなど利用者の利便性向上を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

要求水準書のとおりとする。

(3) 業務期間

準備期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

履行期間：令和9年4月1日午前0時から令和14年3月31日まで

(4) 履行場所

- ① 千葉市自転車駐車場
- ② 自転車等放置禁止区域
- ③ 保管場所
- ④ その他業務の性質上、必要が生じた場合に、発注者及び受注者間で協議の上、別途定める場所

(5) 契約上限額等

総額：35億円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

準備期間：4億円

履行期間：31億円

2 企画競争を実施する理由

本業務は、自転車駐車場の管理運営及び放置自転車対策を一体的に実施し、利用者サービスの向上、効率的な運営、地域特性に応じた対応等が求められる複合的かつ専門的な業務である。このため、事業者の技術力、実施体制、過去の実績及び業務遂行に関する創意工夫を含め総合的に評価し、最も適した受託候補者を選定することが適當と判断できる業務であることから、公募型プロポーザル方式による企画競争を実施し受託者を選定するものである。

3 参加業者の募集方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

企画競争に参加できる者は共同企業体又は単独企業とし、1又は2、及び3以降のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 共同企業体に関する事項

令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：警備・受付・施設運営）に登録している者を代表企業とし、令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録している者との共同企業体であること。なお、共同企業体を構成する場合の構成員数は2者とし、共同企業体の代表企業を企画競争に参加する代表者とすること。かつ3及び4の要件については、共同企業体の各構成員が分担して要件に適合することで補完し合い、共同企業体としてすべての要件が満たされるようにすること。

(2) 単独企業に関する事項

令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿（業種：警備・受付・施設運営）に登録している者。

(3) 平成27年度から令和6年度までに、有料自転車駐車場の管理・運営に関する業務を履行した実績を有する者、又は現在契約締結中である同種業務において、12か月以上の履行実績を有する者。

(4) 平成27年度から令和6年度までに、放置自転車等の保管施設の管理・運営に関する業務を履行した実績を有する者、又は現在契約締結中である同種業務において、12か月以上の履行実績を有する者。

(5) ISMS認証またはプライバシーマークを取得している者

(6) 共同企業体の構成員又は単独企業は、本案件の企画競争参加者として他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

い者で、次のいずれにも該当しないもの

- (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (イ) 当該業務の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていないもの
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていないもの
- (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (カ) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案参加申込期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者

5 実施予定スケジュール

募集要項の公表	令和8年1月14日（水）
質問の受付	令和8年1月28日（水）まで
質問の回答	令和8年2月10日（火）
企画提案参加申請書・企画提案書の締め切り	令和8年2月24日（火）まで
プレゼンテーション	令和8年3月13日（金）
審査結果通知	令和8年3月17日（火）
契約候補者との事前協議	令和8年3月末まで
契約締結	令和8年4月中旬

6 質問の提出方法及び回答方法

本募集要項等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受付ける。

（1）受付期間

令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年1月28日（水）午後5時まで

（2）提出方法

下記電子メールアドレス宛てに「質問回答書（様式1）」を提出すること。

なお、電話・口頭・FAX等での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：bicycle.COR@city.chiba.lg.jp

（3）回答方法

質問に対する回答は令和8年2月10日（火）午後5時までに千葉市ホームページ

に掲載する。なお、事業者選定の公平性を保てない質問については、回答しない。

7 参加申請時の提出書類、企画提案書類の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 企画提案参加申請書の提出方法

企画提案書の提出意向がある場合は、下記方法により企画提案参加申請書を提出すること。発注者は提出があったすべての業者の参加資格を審査し、参加資格審査結果の通知を送付するものとする。

(ア) 受付期間

令和8年1月14日（水）午後1時～令和8年2月24日（火）午後5時まで

(イ) 提出方法

「企画提案参加申請（[様式2-1](#)又は[様式2-2](#)）」に所定の事項を記入のうえ、持参または郵送。

※ 持参の場合は、土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付

※ 郵送の場合は、締切日に必着とし、書留郵便により送付すること。

(ウ) 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎3階

千葉市建設局道路部自転車政策課

(エ) 提出書類

単独企業の場合

- ① 企画提案参加申請書 [\(様式2-1\)](#) 1部
- ② 団体概要 [\(様式3\)](#) 1部
- ③ 誓約書 [\(様式4\)](#) 1部
- ④ 法人の登記事項証明書 1部
- ⑤ 納税証明書（その1、その2、その3）直近3事業年度分 1部
- ⑥ 自転車駐車場の管理・運営及び放置自転車等の保管施設の管理・運営に関する業務実績 [\(様式5\)](#) 1部

共同企業体の場合

- ① 企画提案参加申請書 [\(様式2-2\)](#) 1部
- ② 団体概要 [\(様式3\)](#) 1部※
- ③ 誓約書 [\(様式4\)](#) 1部※
- ④ 法人の登記事項証明書 1部※
- ⑤ 納税証明書（その1、その2、その3）直近3事業年度分 1部※
- ⑥ 自転車駐車場の管理・運営及び放置自転車等の保管施設の管理・運営に関する業務実績 [\(様式5\)](#) 1部
- ⑦ 共同企業体応募届 [\(様式6\)](#) 1部

⑧ 共同企業体構成員業務分担表 [\(様式7\)](#) 1部

※全構成員分を提出すること

(2) 企画提案書の提出について

(ア) 受付期間

令和8年1月14日（水）午後1時～令和8年2月24日（火）午後5時まで

(イ) 提出方法

持参または郵送

※ 持参の場合は、土、日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受付

※ 郵送の場合は、締切日に必着とし、書留郵便により送付すること。

(ウ) 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎3階

千葉市建設局道路部自転車政策課

(エ) 提出書類

① 企画提案概要（様式8）正本1部、副本7部

② 企画提案書（様式自由、A4用紙30ページ以内、フォントサイズ12）

正本1部、副本7部

※ 企画提案書については、以下の内容を必ず記載すること。

・事業者の概要

・事業の運営方針、運営体制

・自転車駐車場の管理・運営及び放置自転車等の保管施設の管理・運営に関する業務の運営実績

・事業の採算性

・導入する機材やシステムの仕様

・仕様書に示す課題解決への提案内容

③ 見積書 正本1部、副本7部

※ 見積書提出にあたっての留意事項

・提出部数は、見積書、内訳書を併せて1部とすること。

・内訳書はできるだけ詳細に分類して記載すること。

・仕様書に記載の業務を実施するために必要な経費を算出すること。

※ 提出書類に関する留意事項

・正本のみ、商号又は名称及び代表者名を記載して押印すること。

副本は、企画提案書の内容から、提案者の名称が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

(オ) 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ・定められた期間内に参加意向申出書が提出されない場合。
- ・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合。
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- ・審査の公平を害する行為があった場合。
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合。

8 プレゼンテーションの方法、内容、順番等

(1) プレゼンテーション

(ア) 日時

令和8年3月13日（金） 時間未定（予定）

(イ) 場所

千葉市役所本庁舎（予定）

(ウ) 注意事項

- ① 提出した企画提案書及び関連資料に基づき、プレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用することができない。
- ② 各提案者のプレゼンテーション時間は20分以内とする（質疑応答時間を除く）。
- ③ プrezentationには、紙資料のほか、プロジェクターを使用することができます。（千葉市でプロジェクターとスクリーンを用意するが、提案者にてPC本体及び接続ケーブルを用意すること。）

(2) 審査結果通知

(ア) 通知日

令和8年3月17日（火）

(イ) 通知方法

企画提案者全員へ電子メールで結果を通知し、契約候補者のみ千葉市ホームページで公表する。（会社名及び採点結果）

(ウ) 注意事項

審査内容に関する質問や審査結果に対する異議の申し立ては受けない。

9 契約候補者を選定するための企画提案書類等の評価基準（以下「評価基準」という。）、評価項目及び配点、評価方法

(1) 審査方法

- (ア) 千葉市が設置する選定委員会において、企画提案書、関係書類及びプレゼンテーションの内容を精査・評価の上、合計点数が最も高い1者を決定する。

- (イ) 提案者が1者の場合も同様の審査を行い、委員会審議の上、決定する。
- (ウ) 得点が同点となる提案があった場合は、委員会審議のうえ1者を決定する。
- (2) 企画提案を選定するための評価項目と審査内容

No	評価項目（大分類）	評価項目（小分類）	配点
1	第2章第3節1(3) 管理棟就業日時（千葉駅東口第2駐輪場管理棟以外）	年末年始や夜間における運営の効率化や利用者サービス向上対策	20
2	第2章第3節1(3) 千葉駅東口第3駐輪場における緊急時の対応	千葉駅東口第2駐輪場における故障時等の緊急対応体制、対応方法	10
		管理運営の効率化を図るため管理棟を無人化する方法	
3	第2章第3節1(4) 駐輪場係員の配置	駐輪場の運営状況や利用実態に応じ、人員数を最適化することによる人件費抑制対策	10
4	第2章第3節2 第2章第3節2(1)ア、ス、セ 第2章第3節2(2)ア、ク 定期利用のオンライン申請・更新方法について	申請単位（現状1～12か月）や更新方法、利用証等の交付方法について利用者の手間軽減対策	50
		オンライン申請ができない利用者への対応策	
		翌月分や随時の受付期間を拡大した柔軟な対応	
		公平性かつ透明性のある利用者決定方法	
		システムのセキュリティ対策	
5	第2章第3節2(1)エ、オ 第2章第3節2(2)オ、カ 免除対象者、学生の申請方法	免除対象者や学生の登録手続きに際し、オンライン上で対象者資格の確認を可能とする方法	10
6	第2章第3節2(3) 指定自転車駐車場利用証、指定自転車駐車場利用票の再交付について	営業時間外を含め即時再交付の手続きが可能となる対応	10

7	第2章第3節2(4)イ(イ) 還付方法について”	還付申請の受付時間を拡大する方 法	10
8	第2章第3節2(5) 指定自転車駐車場利用変更申請受付 について	指定自転車駐車場利用変更申請、受 付の簡素化または省略対策	10
9	第2章第3節2(6)イ 一時利用駐輪場における支払い手段 の多様化とキャッシュレス促進につ いて”	ニーズやコスト比較を踏まえた決 済手段の選定	10
10	第2章第3節2(6)エ 一時利用駐輪場における電磁ロック 式ラックの設置台数について	定期利用と一時利用の収容可能台 数と、現状の利用状況等を勘案し、 最適な電磁ロック式ラックの設置 台数を提案	10
11	第2章第3節2(6)カ 一時利用駐輪場における供用開始時 期及び設備の所有権の扱いについて”	令和8年度中に準備工で新設する 電磁ロック式ラックや、電子決済対 応の精算機を、設置が完了した機器 から順次稼働させる提案	20
12	第2章第3節2(6)ケ 一時利用駐輪場での不測の事態にお ける利用者対応体制について”	電磁ロック式ラックの開錠不良等、 利用者が自力で対応できない不測 の事態に速やかに対応できる体制 利用者に費用負担が生じない対応 が可能となる手法	10
13	第2章第3節3(1) 放置自転車等追放指導業務の就業日 時	実施する曜日、時間帯、頻度等を考 慮した効果的な放置自転車対策の 提案	5
14	第2章第3節3(2) 放置自転車等追放指導業務の人員配 置 第2章第3節4(1) 自転車等の移動（撤去）等業務につ いて	追放指導員、撤去作業員、運転員を、 現場状況に応じ効率的に配置する 等コスト縮減対策 自転車等の移動（撤去）実績のデー タを蓄積し、放置が多いエリア等を 分析する方法を提案	10
15	その他の創意工夫等		15
	合 計		210

10 契約手続等

(1) 契約締結

- (ア) 契約候補者と、詳細な委託業務の内容及び契約条件について千葉市と協議・合意したのち、随意契約により委託契約を締結する。なお、協議の結果、業務内容の一部が変更となる場合がある。
- (イ) 契約候補者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない場合は、次点以下の者と協議を行い、委託契約を締結する。

(ウ) 留意事項

- ① 受注者決定後、速やかに契約書を作成することとし、契約にあたっては、契約書を2通作成。各1通を保有する。
- ② 契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとする。ただし、千葉市契約規則第29条各号に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約締結

(ア) 準備工事等に要する費用（準備期間）

自転車の電磁ロック式ラック等の導入に係る費用については、受注者の資金負担軽減および円滑な事業遂行の観点から「部分払」を可能とし、初年度の支払限度額の範囲内において、駐輪場単位で履行を完了させ、検査に合格した部分について月1回請求できるものとする。

また、準備工事等については、令和8年度中に全て完了させ、検査に合格したのち、その費用を令和9年3月10日までに請求しなければならない。

なお、利用料金の徴収に際し、受注者が指定納付受託者としてキャッシュレス決済による収納事務を行う場合の決済手数料等の支払いについては、別紙「キャッシュレス決済を利用した公金収納に関する事務」の定めによるものとする。

(イ) 履行期間

- ① 委託料の支払いは契約締結時に別途定める各会計年度の予定価格の範囲内で、契約締結後に作成する支払内訳書に基づき、毎月の「完了払」（原則として月割）により支払うものとする。
- ② 小規模修繕の実施にあたっては、1年度あたりの支払上限額を3,000万円（税込）とする。小規模修繕に要した費用は、履行が完了した案件ごとに内訳を整理し、四半期ごとに未請求分を取りまとめて、委託料とは別に請求するものとする。年度末において執行状況を確認し、未執行額がある場合は、その額を減額する契約変更を行ったうえで、当該年度の最終小規模修繕費用を支払うものとする。

1 1 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 同一企業又は同一企業体から複数の企画提案の提出は不可とする。
- (4) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合は失格とする。
- (5) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (6) 企画提案書及び応募書類等、当該公募型プロポーザルに際し提出された関係書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求された場合、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (7) 本件に係る契約手続きは、本業務に係る予算（令和8年度当初予算）が千葉市議会（令和8年第1回定例会）の議決を得られない時は、これを中止する。この場合、市は一切の責任を負わないものとする。

1 2 担当部署、問い合わせ先

千葉市建設局道路部自転車政策課

〒260-0026 千葉市中央区千葉港1番1号 本庁舎高層棟3階

電話 043（245）5607

FAX 043（245）5571

電子メールアドレス： bicycle.COR@city.chiba.lg.jp